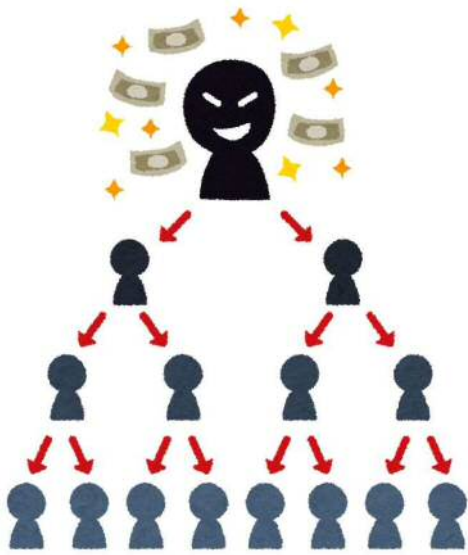


# 多賀城市消費生活 版 第9号

## 学生にも多い マルチ商法に注意!

マルチ商法（連鎖販売取引）は、個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるといった形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・サービスの取引のことです。

具体的には、「この会に入会すると売値の3割引で商品を買えるので、他人を誘ってその人に売れば差額が儲かります」とか「他人を勧誘して入会させると



1万円の紹介料がもらえます」などと言って人々を勧誘し、取引を行うための条件として、お金を負担させる取引です。

商品を購入することにより、儲けを得ることができると言われますが、実際は、思いどおりに販売することはできず、売れ残った商品の代金は自分で負担しなければならなくなります。そのため借金を作り、多重

債務で苦しむこともありま

す。また、返済に苦しんだ結果、友人や知人に買ってもらおうとして、人間関係を無くすことにもつながります。

マルチ商法は、一定の規制はありますが、違法ではありません。悪質なマルチ商法の被害に遭わないためには、その取引内容をよく理解し、判断する必要があります。

疑問に思ったらすぐに市民相談室にご相談ください。

### 12月から 洗濯表示が変わります



現在の洗濯表示は、日本の洗濯習慣を取り入れた独自の規格となっており、平成28年12月からは、日本の提案を反映して改正

された国際規格に整合する新しい洗濯表示が使用されるようになります。

新しい洗濯表示は、記号の種類が22種類から41種類に増え、繊維製品の取扱に関するよりきめ細かな情報が提供されるようになります。また、海外で購入した繊維製品の取扱が円滑にできるようにすると期待されています。

詳しくは、消費者庁ホームページ（「消費者庁 洗濯表示」で検索）をご覧ください。

### 不審な請求 プリペイドカードの 番号は教えないで



音楽やゲームをダウンロードするとき使用されるサブタイププリペイドカードに関する相談が全国で寄せられています。

（事例）スマートフォンを操作していたら誤って広告をクリックしてしまい、画面に「登録」と表示された。不安になり、業者に電話すると「20万円払わなければ、学校に

連絡する」と脅された。お金がないことを伝えたところ、5万円に減額されたので、指示通りにコンビニエンスストアでサブタイプのプリペイドカードを購入し、そのカード番号と学生証の写真を撮ってメールで送ってしまった。

（アドバイス）

プリペイドカードの番号を教えることはカード自体を譲ったこととなります。カードは匿名性が高いため、支払った金額を取り戻すことは難しくなります。カードの番号は他人に決して教えないようにしましょう。また、業者に連絡することで個人情報告知られ、さらに請求を受ける可能性もあります。絶対に連絡してはいけません。

### 消費生活 出前講座

消費生活に関する出前講座を実施しています。受講希望の方（団体）は、下記連絡先までお申込みください。



「怪しい電話が来た」「頼んでもいないのに商品が届いた」

「身に覚えのない請求が来た」など…

困ったときや、おかしいと思ったときは、すぐに下記までご相談ください。

多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所2階  
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、宮城県消費生活センターをご利用ください。  
受付時間：午前9時～午後4時 電話：022-261-5161